

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

平成29年1月20日（金）

雇用均等・児童家庭局

I 子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

1 新・第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」

2 平成29年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等

II 地域における保育・子育て支援の充実

1 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援

○ 待機児童解消加速化プラン

2 保育士等の処遇改善による保育人材確保策

○ 保育士確保プラン

3 保育所保育指針の改定

4 放課後児童クラブ

5 仕事と家庭の両立支援

III 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

IV 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

1 改正児童福祉法の施行

2 児童虐待防止対策

3 社会的養護

4 ひとり親家庭への支援

《 目 次 》

1. 新・第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」	1
2. 地域における保育・子ども支援の充実	
(1) 平成29年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について	2
(2) 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について	6
(3) 保育士等の処遇改善による保育人材確保策について	14
(4) 保育所保育指針の改定について	24
(5) 放課後児童クラブについて	26
(6) 仕事と家庭の両立支援の推進について	30
3. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	36
(参考) 「地域共生社会」の実現に向けた検討	42
4. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
(1) 改正児童福祉法の施行に向けて（平成29年4月1日）	43
(2) 児童虐待防止対策の強化について	43
(3) 社会的養護の推進について	53
(4) ひとり親家庭への支援について	58

《 目 次 》

(参考) 自治体の取組における好事例集

- 待機児童解消に向けた地方自治体における取組（千葉県松戸市、新宿区、横浜市、川崎市） 62
- 児童相談所における弁護士配置（広島県） 82
- 要保護児童対策地域協議会での情報共有の取組（高知市） 84
- 里親委託に関する取組①（大分県） 86
- 里親委託に関する取組②（横浜市） 87
- ひとり親家庭への就業支援（世田谷区） 88
- 子どもの生活・学習支援事業（北九州市） 89

(参考) 厚生労働省ジョカツ部の取組 90

(参考) 平成29年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要 93

(参考) 照会先一覧 100

1. 新・第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」

1. 新・第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」

新・第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」

平成28年4月26日
第7回一億総活躍国民会議提出資料

- 妊娠・出産、子育てによる不本意退職を解消し、働きたいと希望する人すべての柔軟な労働市場参加や継続就業を実現する。「希望を生み出す強い経済」にも貢献。

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」の構造から「**同時実現**」の構造へ転換を図る。

基本コンセプト

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

<働き方改革の推進>

- 同一労働同一賃金の実現
- 長時間労働の是正
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 男性の意識改革
- 女性活躍促進

等

<両立支援の推進>

- 育児休業制度の見直し
- 保育の受け皿拡大
- 保育士の確保・処遇改善
- 放課後児童クラブの拡充

等

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

<総合的子育て支援の推進>

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
- 地域の子育て家庭への支援

等

- ひとり親家庭・多子世帯への支援
- 児童虐待の防止、社会的養護

○子どもの貧困への対応

等

目指すべき 将来像

- 国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現＝希望出生率1.8を実現

- 次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現

- 現在の若年世代の労働参加や就労継続希望を実現

: 女性の就業率(25～44歳) 70.8%(2014年) → **77%(2020年)** ⇒ **80%程度**
(欧州の出生率の高い国並み)

: 1・2歳児の保育利用率 38.1%(2015年) → **48.0%(2018年)** ⇒ **60%程度**

: 第1子出産前後の女性の継続就業率 38%(2010年) → **55%(2020年)** ⇒ **60%程度**

: 男性の育児休業取得率 2.3%(2014年) → **13%(2020年)**

: 一時預かり事業利用者数 延べ406万人(2014年度) → **1,134万人(2020年度)**

2. 地域における保育・子育て支援の充実

2 (1) 平成29年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について

現状と課題

- 社会保障と税の一体改革においては、消費税率の引き上げによる増収分を子ども・子育て支援を含む社会保障の充実・安定化に充てることとされている。
- 子ども・子育て支援の充実に関しては、「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を着実に進めるための財源確保が必要。
- さらに、消費税引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の「質の向上」に係る所要額の確保に努めることとされている。

講じた措置（予算・税制・法律等）

- 平成29年度予算案において、子ども・子育て支援新制度及び社会的養護の充実については、
 - ① 市町村の事業計画等を踏まえた「量的拡充」に対応するとともに
 - ② 0.7兆円程度の範囲で実施する「質の向上」を引き続き全て実施するために必要な財源として、0.7兆円程度を充てることとしている。
- さらに、消費税財源以外の0.3兆円超の「質の向上」項目のうち、保育士等の2%等の処遇改善の実施について盛り込んでいる。
- また、社会保障の充実による財源とは別枠であるが、幼児教育無償化に向けた対応として、2・3号認定の保育料について、市町村民税非課税世帯（第2階層）の第2子の保育料の無償化、年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等についての負担軽減を行うこととしている。

今後の方向性・スケジュール等

- 引き続き、子ども・子育て支援の充実のため、消費税財源以外による「質の向上」の実施に必要な部分を含め、財源の確保に最大限努力していく。

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

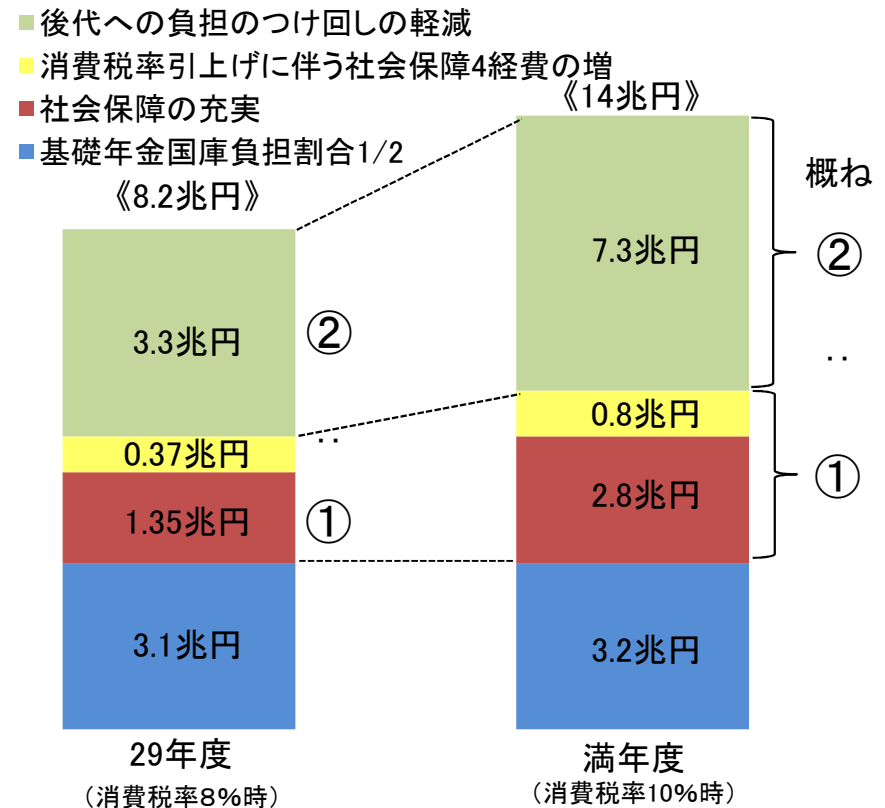
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成29年度 予算案 ^(注1)	平成29年度		(参考) 平成28年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526 ^(注3)	2,985	3,541	5,593
	社会的養護の充実	416	208	208	345
	育児休業中の経済的支援の強化	17	^(注4) 10	6	67
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129	422
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215	390
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充				
	・ 財政安定化基金の造成(基金の積立残高)	1,100 (1,700)	1,100	0	580 (600)
・ 上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632	832	1,664	
医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089	1,044	1,044	2,089
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	—
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32
合 計		18,388	10,511	7,877	15,295

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園）

1. 市町村民税非課税世帯の第2子保育料の無償化

市町村民税非課税世帯（第2階層）＜生活保護世帯を除く年収約260万円未満＞

第2子保育料	3歳以上児	3,000円（月額）⇒	0円（月額）
	3歳未満児	4,500円（月額）⇒	0円（月額）

2. 年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第1子保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

①市町村民税所得割課税世帯（第3階層）＜年収約260～330万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	7,750円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	9,250円（月額）⇒	9,000円（月額）

②市町村民税所得割課税世帯（第4階層の一部）＜年収約330～360万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	13,500円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	15,000円（月額）⇒	9,000円（月額）

※年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第2子以降の保育料は平成28年度無償化

対象人数 9.5万人

所要額 37.0億円（国費 12.2億円、地方費 24.8億円）

2. (2) 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

現状と課題

〔保育の受け皿整備〕

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づく、各自治体の積極的な整備推進により、平成29年度末までの5年間で約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- 一方で、平成28年4月の待機児童数は、193の市区町村では減少したものの、大規模なマンション開発等に伴う人口増などのため、保育需要の増加に追いつかなかった232の市区町村で待機児童数が前年よりも増加し、全国の待機児童数も2年連続で増加した(386人増)。このため、保育需要の増加に対応するための更なる受け皿整備が必要である。

〔保護者に対するきめ細かな対応〕

学識者や自治体関係者等の参集を求めて、平成28年9月より厚生労働省で開催している「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」より、

- 各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対しきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。
- 利用申込みをした保護者の意向や状況については「保育コンシェルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。
また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。

- 一方、既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。
との意見が出されている。

〔保育の受け皿整備〕

＜平成28年度第2次補正予算・平成29年度予算案＞

- 保育園等整備に必要な予算を確保するとともに、
 - ① 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成等に対する支援
 - ② 賃借料の高騰に対応した賃借料への支援
 - ③ 「サテライト型小規模保育事業」の創設などの取組を実施することとしている。

- 認可外保育施設の認可化移行を支援するため、改修費、運営費等の補助事業については、
 - ① 平成29年度予算案において、事業所内保育事業への移行を希望する施設も対象に追加
 - ② 更に活用いただくため、「認可化移行支援強化事業」としてパッケージ化を行うこととしている。

＜平成29年度税制改正等＞

- 企業主導型保育事業等に係る固定資産税等について、課税標準の特例措置等を講ずることとなった。

- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体において、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することが可能である旨の通知を平成28年9月16日付けで総務省と協議の上発出した。

〔保護者に対するきめ細かな対応〕

＜平成29年度予算案＞

「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」より、

○ 既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。

○ このため、各市区町村におかれては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべきである。

との意見が出されている。

○ こうしたことを踏まえ、平成29年度予算案において、相談窓口の開所時間の延長や、出張相談の実施の場合の加算を設けるなど、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を行うこととしている。各市区町村におかれては、平成29年度から、本事業を積極的に活用するとともに、保護者のニーズに合った適切な保育の提供が行われるよう、保護者に「寄り添う支援」のための体制整備をお願いします。

今後の方向性・スケジュール等

○ 引き続き、平成29年度末までに待機児童解消に取り組む。また、平成30年度以降についても、女性の就業の更なる増加、働き方改革の進展、育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、必要な予算・税制上の措置等を行うことにより、保育の受け皿を着実に整備するなど、保育を希望する方が保育を受けることができるよう取組を進めていく。

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(**40万人分 ⇒ 50万人分**)。

◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちその一部の整備を前倒し)

○平成29年度当初予算案(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)
1、2歳児 : 35.1% → 41.1% → 48.0%
 (平成29年度末) 50万人分確保時の利用率

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年) >

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



認可化移行支援強化事業

認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業への移行を目指す認可外保育施設に対し、移行の課題の解決に必要な支援を行うことにより、**認可保育園等への速やかな移行を促進します。** (保育対策総合支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付費補助金)



認可外保育施設としての運営を継続等 (58.2%)

※移行しない理由、課題
 ・基準に満たない
 ・手続き・経理が煩雑
 などを分析しつつ支援

認可保育園への移行を希望 (41.8%)

【STEP1】計画の作成

○課題の把握、計画の作成

- 1 移行の支障となる課題を把握 (保育人材の確保、施設設備の改修等)
- 2 ①の課題を基に計画を作成 ※地方単独保育施設以外は5年以内の計画を作成

支援策

認可化移行調査費等支援事業

- ・移行の課題の事由診断、計画書の作成、移行に係る助言・指導の支援
- 【相談先】都道府県、市町村

認可外保育施設の数 (H27.3.31)
 ・事業所内保育施設 4,593か所
 ・ベビーホテル・その他 8,038か所

<資料出所>

厚生労働省保育課「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ」

【STEP2】課題の解決

○課題1 (人材確保)

- ・保育士の有資格者や保育従事者の配置数 (77.6% / 2,389か所)
- ・調理員をおいていない (50.1% / 2,389か所)
- ・嘱託医がない (33.2% / 2,389か所)

支援策 (人材確保)

○認可外保育施設保育士資格取得支援事業

- ・保育士取得のために必要な養成施設の受講料 (1/2相当)、研修を受講する保育従事者の代替雇上費の補助
- ・基準額 受講料30万円 雇上費用6,240円/日
- ・補助率 国3/4 <申請先>都道府県、指定都市、中核市

○① 保育士・保育園支援センター設置運営事業、 ② 保育人材就職支援事業 (新規:H29予算案)

- ・コーディネーターによる保育士の求職者と保育事業者のマッチング支援
- 【相談先】①都道府県、指定都市、中核市 ②市町村

○課題2 (施設・設備)

- ・乳児室、保育室の面積 (43.3% / 2,164か所)
- ・調理室がない (40.6% / 2,164か所)
- ・児童用便所がない (20.5% / 2,164か所)

主な支援策 (施設・設備)

○認可化移行改修費等支援事業

- ・認可保育園等の基準を満たすために必要な改修費等の補助
- ・基準額 3,200万円
- ・補助率 国1/2 <申請先>市町村
- ※待機児童解消加速化プランに参加する自治体の場合、国2/3

○認可化移行移転費等支援事業

- ・認可保育園等の基準を満たすために移転が必要な場合に補助
- ・基準額 移転費120万円 仮設設置費380万円
- ・補助率 国1/2 <申請先>市町村

<資料出所> 厚生労働省「平成24年地域児童福祉事業等調査 (その他の認可外保育施設の結果)」

【STEP3】基準を満たす運営

○認可の基準を満たす運営

○安心、安全な保育の実施

支援策

認可化移行運営費支援事業

- ・認可保育園等の基準を満たす施設に運営費を補助
- ※地方単独保育施設から移行する場合には、1人当たり保育料5,000円/月 (H29予算案2万円/月) 補助
- ・補助率 国1/2 <申請先>市町村

支援策

認可外保育施設における事故防止等推進事業

- ・認可保育園等へ移行する認可外保育施設について、事故防止等のためカメラの設置等に係る経費の補助
- ・基準額 1か所当たり10万円
- ・補助率 国3/4 <申請先>都道府県、市町村 (H28補正)

支援策

保育園等の事故防止の取組強化事業

- ・事故防止のための研修の受講
- ・地方自治体の巡回支援指導によるアドバイス
- 【相談先】都道府県、市町村 (新規:H29予算案)

認可保育園等へ (運営費、整備費等のメリット)

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

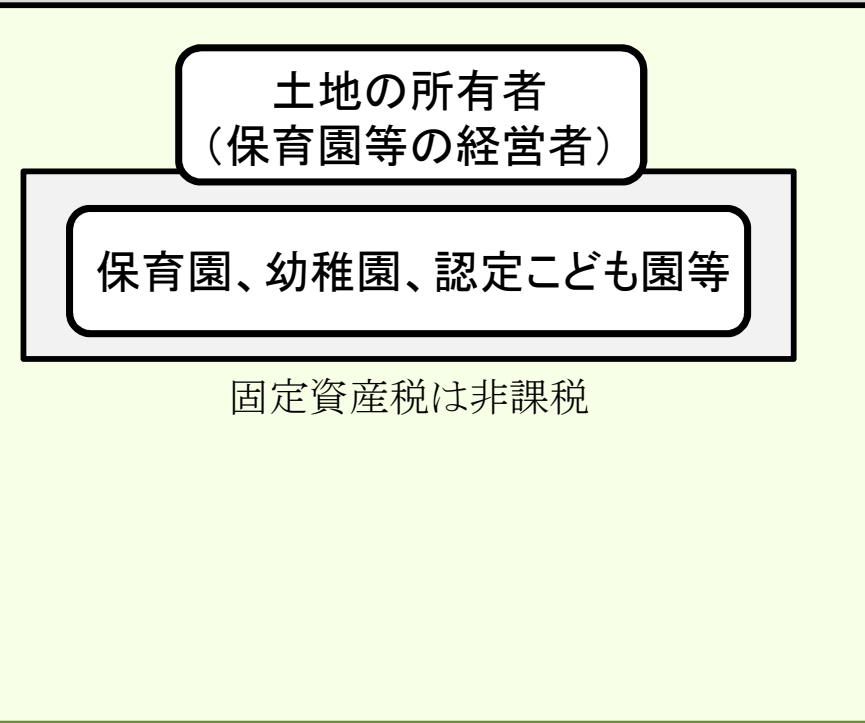
	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注) 助成を受けた後、5年間の時限措置

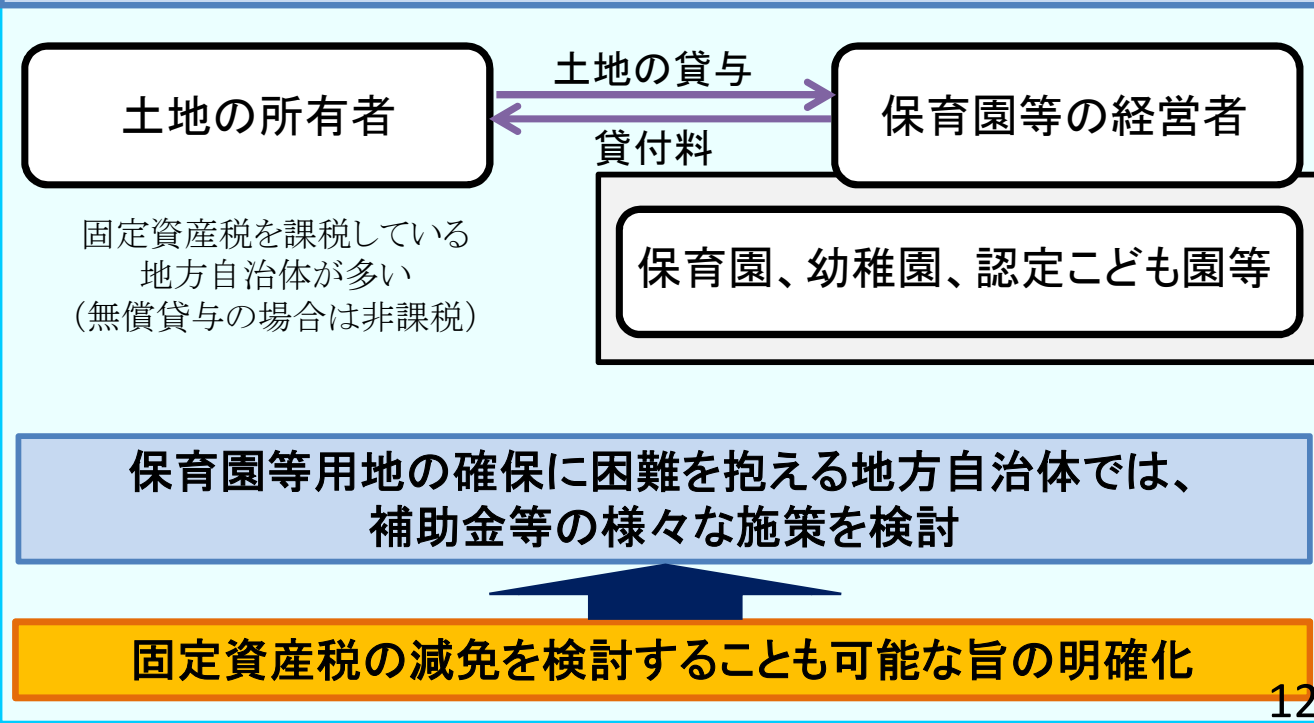
保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。
- ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。
- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。
- このような地方税法の規定の趣旨について、平成28年9月16日付けで総務省と協議の上通知を発出し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

土地の所有者＝保育園等の経営者の場合



土地の所有者≠保育園等の経営者の場合



平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備について

- 検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対しきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。
- 利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシェルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。
また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。
- 一方、既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。
- このため、各市区町村におかれては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべきである。

2. (3) 保育士等の処遇改善による保育人材確保策について

現状と課題

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、50万人分の保育の受け皿の拡大に向けた取組を進めている中、平成25年度から平成29年度までに約9万人の保育人材を確保する必要があるが、保育士の有効求人倍率は2倍を超えており(平成28年11月:2.34倍)、保育人材の確保が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、保育士資格の新規取得者の確保を図るほか、処遇改善や就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じる必要がある。

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 保育士等の処遇改善(平成29年度予算案)
 - ・全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善
 - ・経験年数が概ね7年以上の中堅職員に対して、月額4万円の処遇改善(園長など管理職を除く職員全体の概ね1/3を対象)
 - ・経験年数が概ね3年以上の職員に対して、月額5千円の処遇改善
- 保育士のための宿舍借り上げ支援の対象者の拡大(平成29年度予算案)
※対象者:採用されてから5年以内の者→10年以内の者
- 潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の倍増(20万円→40万円)、保育士の業務負担を軽減するための保育補助者の雇上げ支援の拡充(平成28年度補正予算) 等

今後の方向性・スケジュール等

- 平成29年1月～3月 保育士確保集中取組キャンペーンの実施
- 平成29年度予算成立後 交付要綱・実施要綱等の発出

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆保育人材の確保については、処遇改善のほか、就業促進や離職の防止なども含めて、総合的に取り組んでいくことが重要。
- ◆平成25年時点で、保育所等勤務保育士は、37.8万人であり、平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材(約9万人)の確保を目指す。

【6. 9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

これまでの保育人材確保策 (保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
 - ・保育士試験の年2回実施
→ 27年度：4府県で実施
(国家戦略特区)
28年度：46都道府県及び
1政令市に拡大
29年度：全ての都道府県で実施
 - ・修学資金貸付 など
- 保育士の就業継続支援
 - ・処遇改善
→ 消費税を活用し、3%改善
 - ・保育士宿舍借り上げ支援 など
- 離職者の再就職支援
 - ・保育士・保育園支援センターや
ハローワークによるマッチング支援 など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- インターンシップや保育園見学の機会の提供等により、新卒の人材確保に取り組む市町村への支援 【29予算案】

保育士の就業継続支援

- 保育補助者の雇上支援の拡充 【28補正】
- 保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者拡大
(採用されてから5年以内の者→10年以内の者)
【29予算案】
- 保育事業主による雇用管理改善の取組への助成 【28補正：制度要求】
【29予算案】

多様な人材の活用

- 保育士配置特例による子育て支援員等の活用 【省令改正：28年度】

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部貸付による離職した保育士への支援 【27補正】 【28補正】
- 再就職のためのマッチング支援の強化
(マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置)
【29予算案】

⇒保育士等の更なる処遇改善と合わせ、総合的な対策を実施

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)

※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等
や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

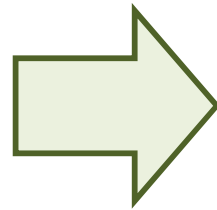
【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職
する場合:以前の研修修了の
効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野
の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

執行面の留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。(※)
- **月額4万円の配分**については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

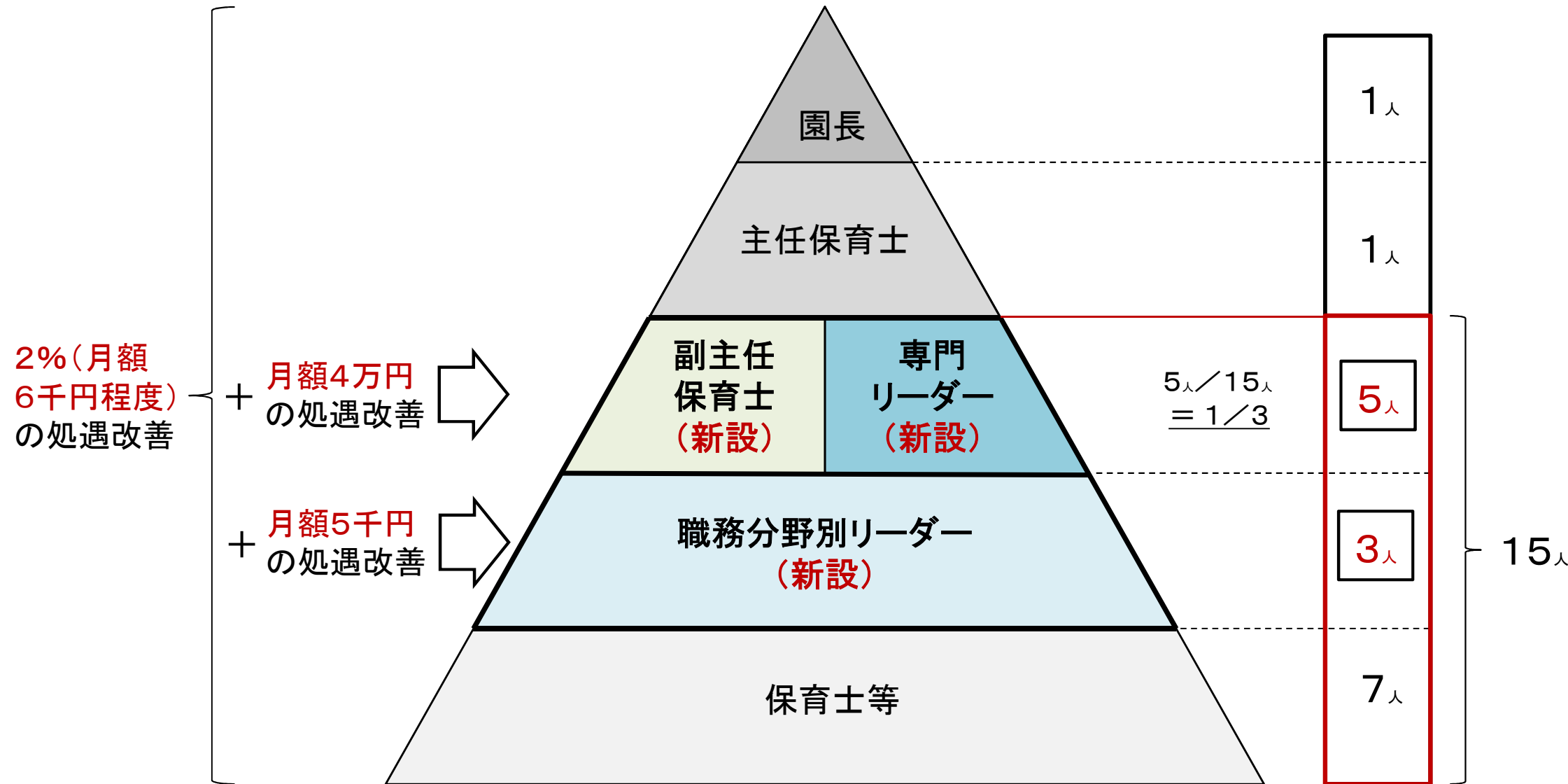
(※)平成29年度予算案における対応

- ・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充(保育士等1人当たり年間2日→年間3日)。
- ・リーダー的な役割を求められる職員等が受ける、都道府県による研修の実施に必要な費用を支援。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

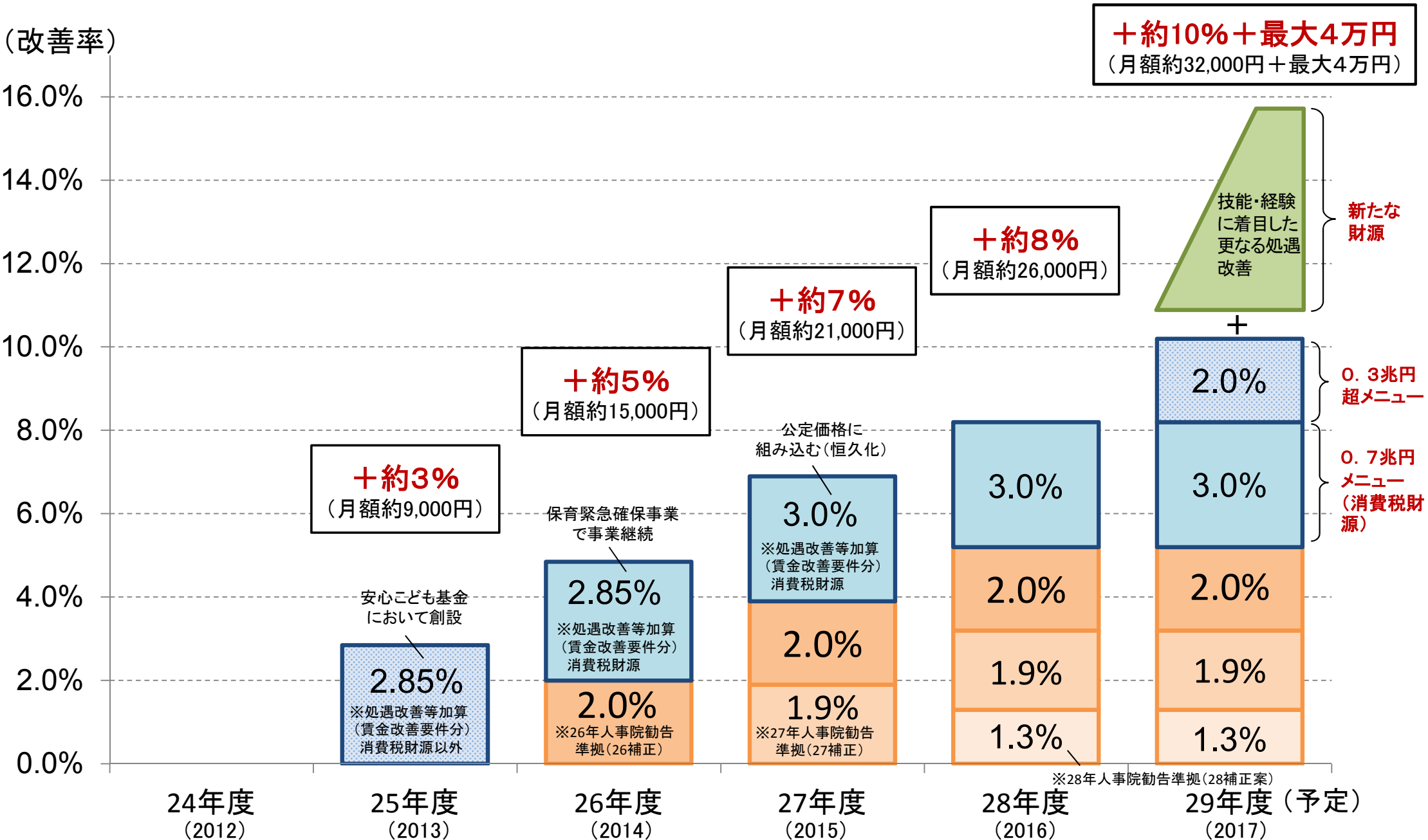
<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



※新たな名称はすべて仮称

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

＜市町村における人材確保に関する事業の例＞

○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
- ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

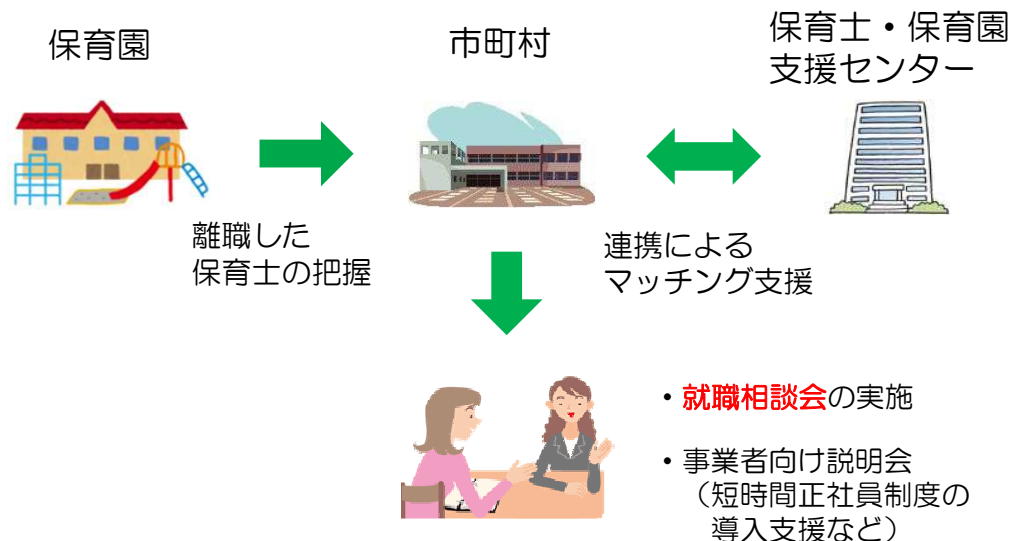
○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験
- ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

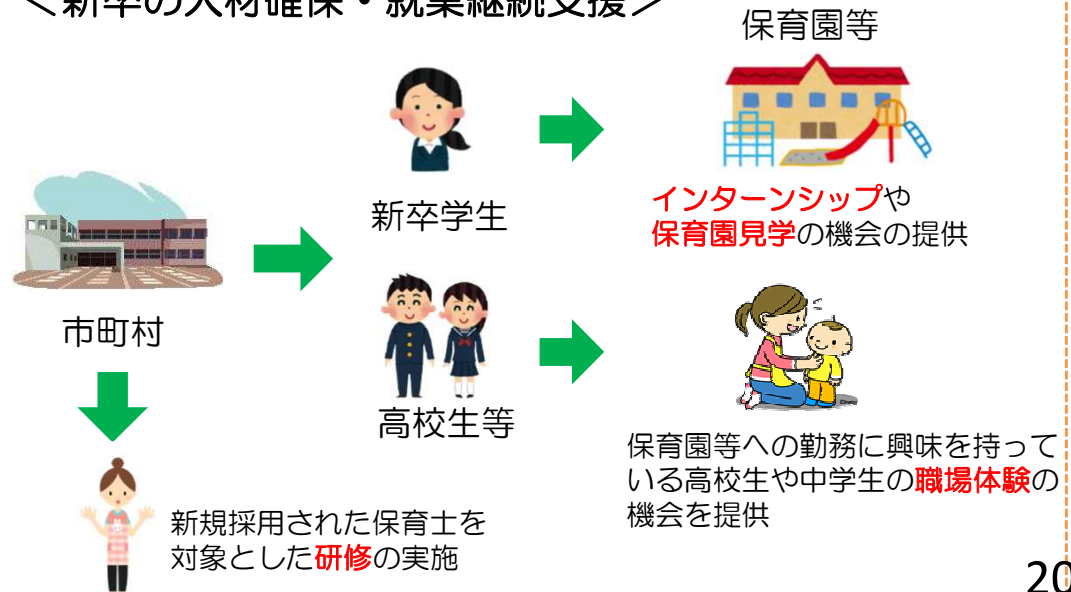
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

＜潜在保育士の再就職支援＞



＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育園等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

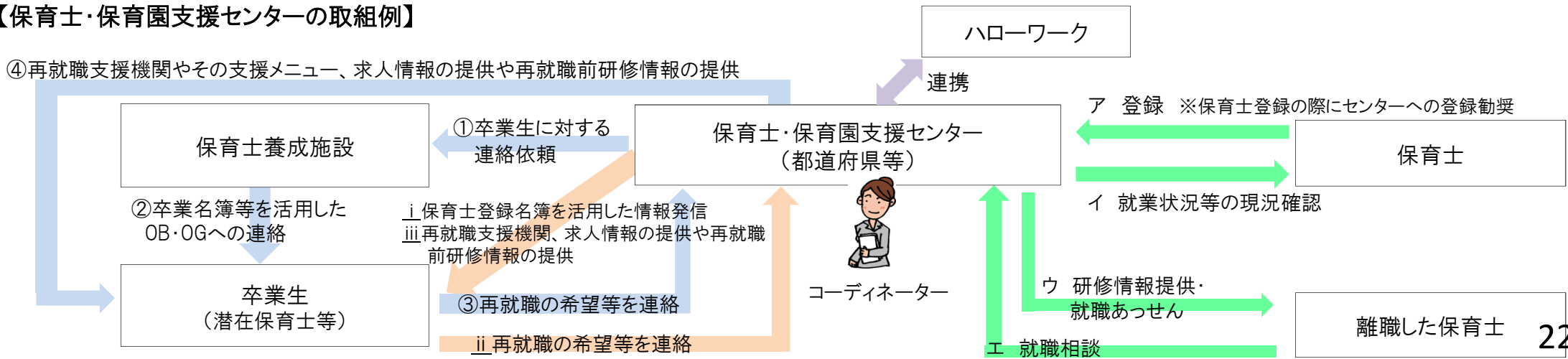
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育園支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育園に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育園で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育園支援センターの取組例】



保育士確保集中取組キャンペーン

- 厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠。
- 平成28年11月の有効求人倍率は2.34倍（全国で最も高い東京都では5.68倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

本年4月に向けた保育士確保を進めるため、3月までの間、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就業促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

- ・ 保育士の就業を呼びかけるリーフレットを活用し、自治体や保育関係団体と連携の上、未就業の保育士や新規の保育士資格取得者に対し、保育士の処遇改善や再就職支援、勤務環境改善に関する取組のPR活動の実施
- ・ 自治体や関係団体による保育士の養成学校と連携した養成学校卒業者や卒業予定者への呼びかけの強化 等

ハローワークへの求職申込や保育士・保育園支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・ 年度内に充足が必要な求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・ 就職面接会等の集中開催
 - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供
- 保育士確保が困難な状況にある保育園に対し、都道府県、保育士・保育園支援センター及びハローワークが連携した優先的な就職あっせんの実施 等



4月に向けた保育士の確保

2. (4) 保育所保育指針の改定について

現状

- 保育所保育指針は、保育園における保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すもの。
- 昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する告示としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められた。
- 今般、「子ども・子育て支援新制度」の施行や0～2歳児を中心とした保育園等利用児童数の増加、子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり等の社会情勢の変化を踏まえ、改定に向けて検討。

検討状況

- 平成27年12月から、社会保障審議会児童部会保育専門委員会(委員長:汐見稔幸白梅学園大学学長)において、10回にわたって議論が行われ、平成28年12月21日に議論がとりまとめられ、改定の方向性が示された。

(参考:改定の方向性)

- ①乳児・3歳未満児保育の記載の充実
- ②幼児教育の積極的な位置付け
- ③健康及び安全の記載の見直し
- ④「子育て支援」の章の新設
- ⑤職員の資質・専門性の向上

今後のスケジュール

- 平成28年度内に大臣告示を改正し、1年間の周知期間をにおいて、平成30年度から適用予定

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要

(平成28年12月21日)

社会保障審議会児童部会保育専門委員会

背景(保育をめぐる近年の状況)

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→103,286件(H27))等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

- (1) **保育の内容** 保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。
- (2) **多様な在園児への配慮** 一人一人の生活の流れを考えて創意工夫。
- (3) **2歳児から3歳児への移行の配慮** 3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. の「改定の方向性」を踏まえ、以下のように章構成を見直し。

具体的な章構成(案)

第1章 総則

- ①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- ①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- ①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援

- ①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- ①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

4. その他の課題

- (1) **小規模保育、家庭的保育等への対応** 指針が準用されることを想定し、記載を工夫。
- (2) **周知に向けた取組** 指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。
- (3) **保育の質の向上に向けて** 改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

2. (5) 放課後児童クラブについて

現状と課題

- 放課後児童クラブの登録児童数については、年々増加しているものの、待機児童数が過去最高(平成28年5月現在:17,203人)となっており、一層の受け皿整備を進めていく必要がある。
- また、放課後児童クラブの量的拡充に伴い、放課後児童支援員等の質の向上や人材の確保が課題となっている。

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 平成28年度より新規整備等に係る国庫補助率の嵩上げ(公立の場合:国庫補助率1/3→2/3)の実施や、平成26年度より放課後児童支援員等の処遇改善や常勤職員の配置を促進する事業を実施。
- さらに、平成29年度予算案において、新規整備等に係る国庫補助率の嵩上げ継続や事業実態を踏まえた補助基準額の引上げ、放課後児童支援員の経験等に応じた新たな処遇改善などについて盛り込んだところ。

今後の方向性・スケジュール等

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、
 - ・ 「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
 - ・ 放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

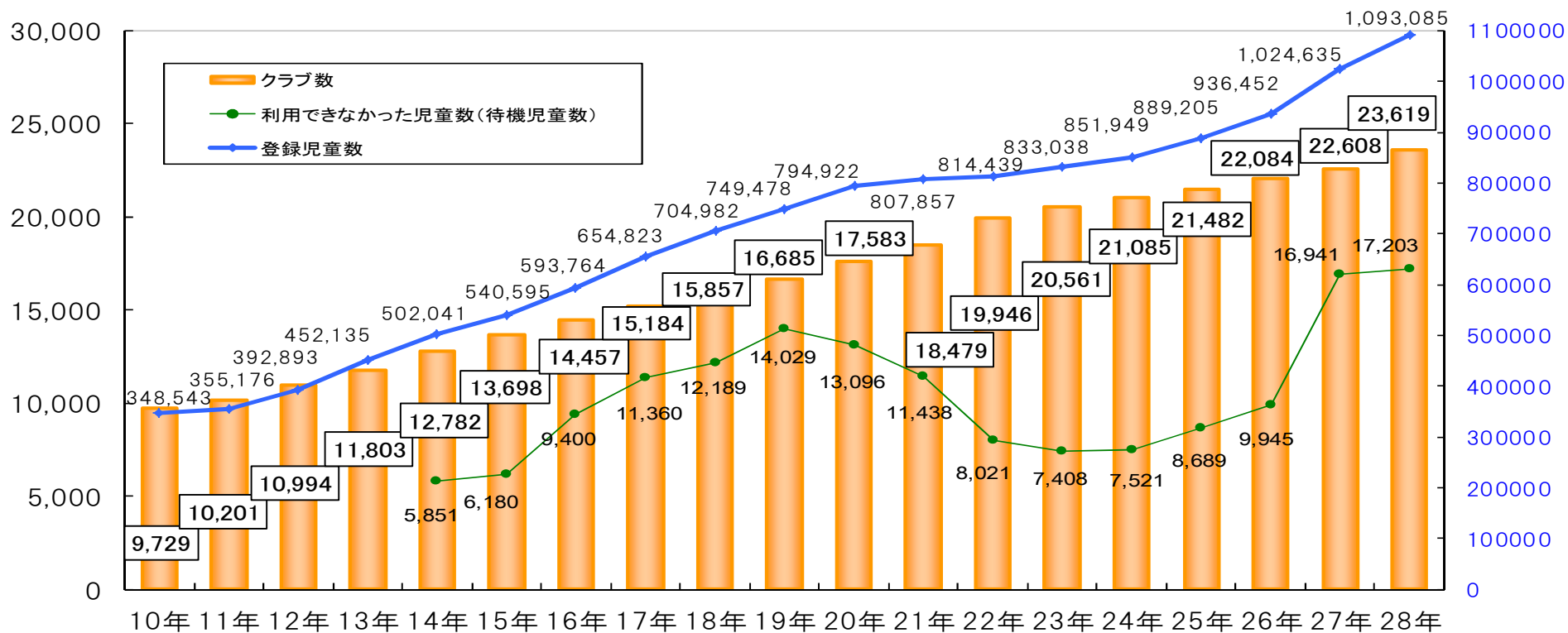
【現状】(平成28年5月現在)

- クラブ数 23,619か所
(参考:全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

【今後の展開】

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、
・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
- ・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

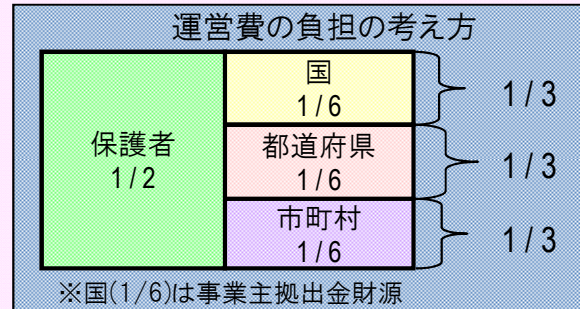


※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算(案)のポイント

○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(28年度 574.8億円)
 受入児童数の拡大1,138,801人(28年度)→1,177,959人(29年度)[約3.9万人増]



平成29年度予算(案)の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【平成28年度からの継続】

○公立の場合:(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村 1/6

※補助率嵩上げとともに、社会福祉法人等としていた整備費補助の対象事業者を、株式会社、NPO法人等の法人格を持つ団体へと拡大

2 運営費補助基準額の増額【拡充】

○児童数40名の場合
 H28年度 年額374.4万円 → H29年度 年額430.6万円(+56.2万円)

3 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善(1人あたり年額12.4万円~37.2万円)を図る。

※現在、18:30を超えて開所するクラブに対し処遇改善のための補助を実施しているが、これに加え、新たな処遇改善のための補助の仕組みを導入。

4 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

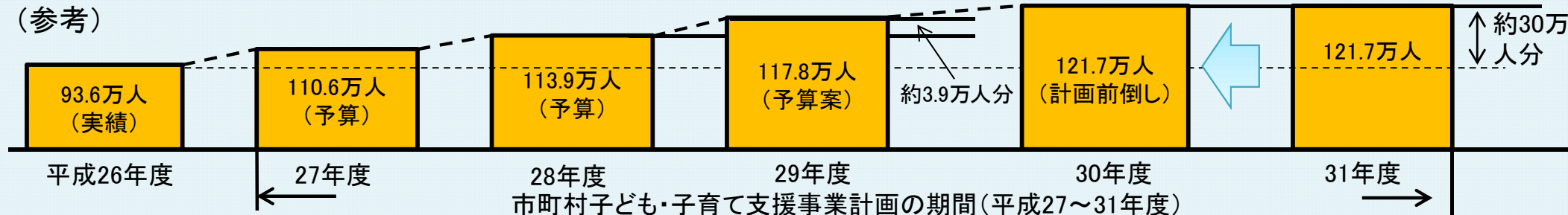
5 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策【拡充】

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用の補助を行う。

6 障害児受入強化推進事業の充実【拡充】

障害児5人以上の受入れ要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費の補助を行う。

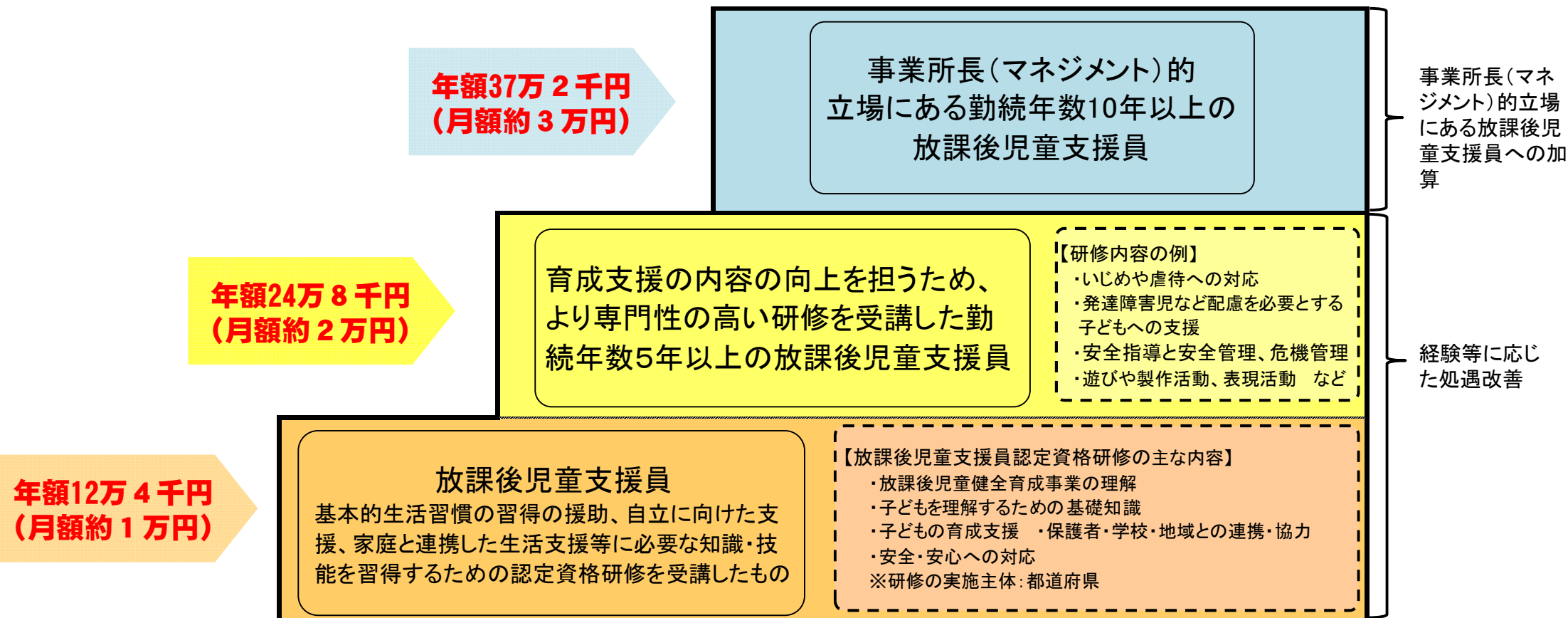
(参考)



(※)平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

2. (6) 仕事と家庭の両立支援の推進について

現状と課題

- 約5割の女性が出産・育児により退職(国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)
- 家族の介護等を理由とする離職・転職者数は、年間約10万人(H24年「就業構造基本調査」)
- 介護休業取得率は約3%と低水準(H24年「就業構造基本調査」)
- 保育園等の待機児童数は、平成28年4月1日時点で23,553人。特に、0～2歳児の低年齢児が全体の8割以上を占めており、そのうち1・2歳児が多くなっている(「保育所等関連状況取りまとめ」より)
- 保育園への入園のため、育児休業を途中で切り上げるなど、希望する期間、育児休業を取得できないケースがあるとされている。

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 育児・介護休業法の見直し(平成29年1月1日施行)を行った。
- 労働政策審議会雇用均等分科会における議論を経て、平成28年12月12日に雇用の継続に特に必要と認められる場合の育児休業期間の延長が盛り込まれた建議がされた。

今後の方向性・スケジュール等

- 平成29年1月1日施行の改正育児・介護休業法の履行確保
- 建議を踏まえて、育児・介護休業法の見直しを行い、保育所に入れられない等の場合の育児休業期間の延長等を内容とする改正育児・介護休業法の次期通常国会への提出を目指す
- ファミリー・サポート・センター設置数の拡大を目指し、引き続き、自治体に対して設置を促していく。

仕事と家庭の両立支援対策の概要

法律に基づく両立支援制度の整備

妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理
(労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師等の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

育児休業等両立支援制度の整備

(育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月=“パパ・ママ育休プラス”)まで(保育所等に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

育児休業中の経済的支援

- ・育児休業給付(賃金の67%相当※)(180日)
- ・社会保険料(健康保険、厚生年金保険)の免除 等

両立支援制度を利用しやすい 職場環境づくり

次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と子育てを両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知(101人以上は義務、100人以下は努力義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク及びプラチナくるみんマーク)
- ・認定企業に対する税制上の措置



助成金等を通じた事業主への支援

- ・育児休業者の代替要員を確保し休業取得者を原職等に復帰させる、男性の育児休業取得を支援する、妊娠、出産、育児又は介護を理由とした退職者を再雇用制度に基づき復職させるなど、両立支援に取り組む事業主へ助成金を支給
- ・中小企業で働く労働者の育児休業取得及び育児休業後の円滑な職場復帰支援のための「育休復帰支援プラン」の策定・利用支援
- ・女性の活躍・両立支援総合サイトによる情報提供
- ・仕事と介護の両立支援のための職場環境整備に取り組み、介護休業制度等の利用者を生じた事業主への助成金の支給や、両立支援実践マニュアルの作成など、仕事と介護の両立支援を推進

表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰
- ・男性の育児休業取得促進等男性の仕事と育児の両立支援の促進(イクメンプロジェクト)



その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業、仕事と育児カムバック支援サイト)

○女性の継続就業率
53.1% (平成27年)
→ 55% (平成32年)

○男性の育児休業取得率
2.65% (平成27年)
→ 13% (平成32年)

仕事と育児の両立支援制度の見直し

改正の趣旨

○ 非正規雇用労働者の育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の防止を図ることが必要。

改正内容【多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	子の看護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の二分の一）単位の取得を可能とする。 ※所定労働時間が4時間以下の労働者については適用除外とし、1日単位。 ※業務の性質や業務の実施体制に照らして、半日を単位として取得することが困難と認められる労働者は、労使協定により除外できる。 ※労使協定により、所定労働時間の二分の一以外の「半日」とすることができる。（例：午前3時間、午後5時間など）
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上であること、 ②子が1歳6ヶ月になるまでの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでないものとし、取得要件を緩和する。
3	育児休業等の対象となる子の範囲	法律上の親子関係である実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子については育児休業制度等の対象に追加する。 ※法律上の親子関係に準ずる子については、省令で規定
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備	事業主による不利益取扱い（就業環境を害することを含む。）は禁止	・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。 ・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、上記防止措置義務を適用する。また事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する。

改正の趣旨

- 介護が必要な家族を抱える労働者が介護サービス等を十分に活用できるようにするため、介護休業や柔軟な働き方の制度を様々に組み合わせて対応できるような制度の構築が必要。

改正内容【介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	介護休業（93日：介護の体制構築のための休業）の分割取得	原則1回に限り、93日まで取得可能	取得回数の実績を踏まえ、介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、対象家族1人につき通算93日まで、 3回を上限 として、介護休業の 分割取得 を可能とする。
2	介護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の2分の1）単位の取得を可能とする。 ＜日常的な介護ニーズに対応＞ 子の看護休暇と同様の制度
3	介護のための所定外労働の免除（新設）	なし	介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。 ＜日常的な介護ニーズに対応＞ ・当該事業主に引き続き雇用された期間が1年未満の労働者等は、労使協定により除外できる。 ・1回の請求につき1月以上1年以内の期間で請求でき、事業の正常な運営を妨げる場合には事業主は請求を拒否できる。
4	介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）	介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回の利用を可能とする。 ＜日常的な介護ニーズに対応＞ 事業主は以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない。（措置内容は現行と同じ） ①所定労働時間の短縮措置（短時間勤務） ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度
5	介護休業給付の給付率の引上げ	賃金の40%	67% に引上げを行う。

○介護休業等の対象家族の範囲の拡大【省令事項】

同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加。

（現行：配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫）

○介護休業等の対象となる「常時介護を必要とする状態」の見直し

【通達事項】

①介護保険の要介護2以上又は②新たに策定した一定の症状に該当する場合を対象とする。

（現行：一定の症状に該当する場合を対象）

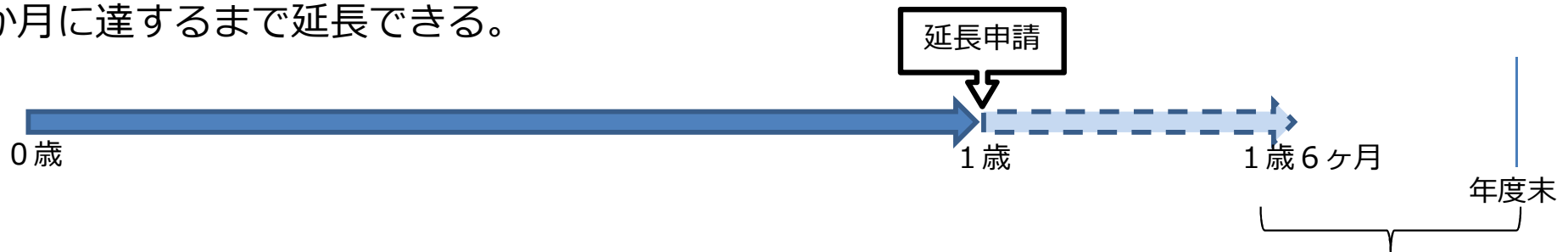
育児休業期間の延長(案)(育児・介護休業法、雇用保険法関係)

改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

現行の内容・課題

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

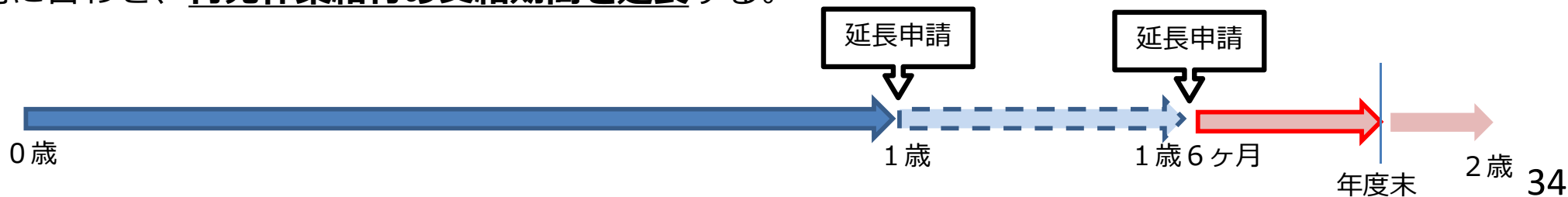


<課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

改正の内容【平成29年10月1日施行】

- 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

（平成29年度から、「事業についての事前説明会・登録会」、「利用者と提供会員の事前顔合わせ」の土日実施に対する加算措置を行う予定。）

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

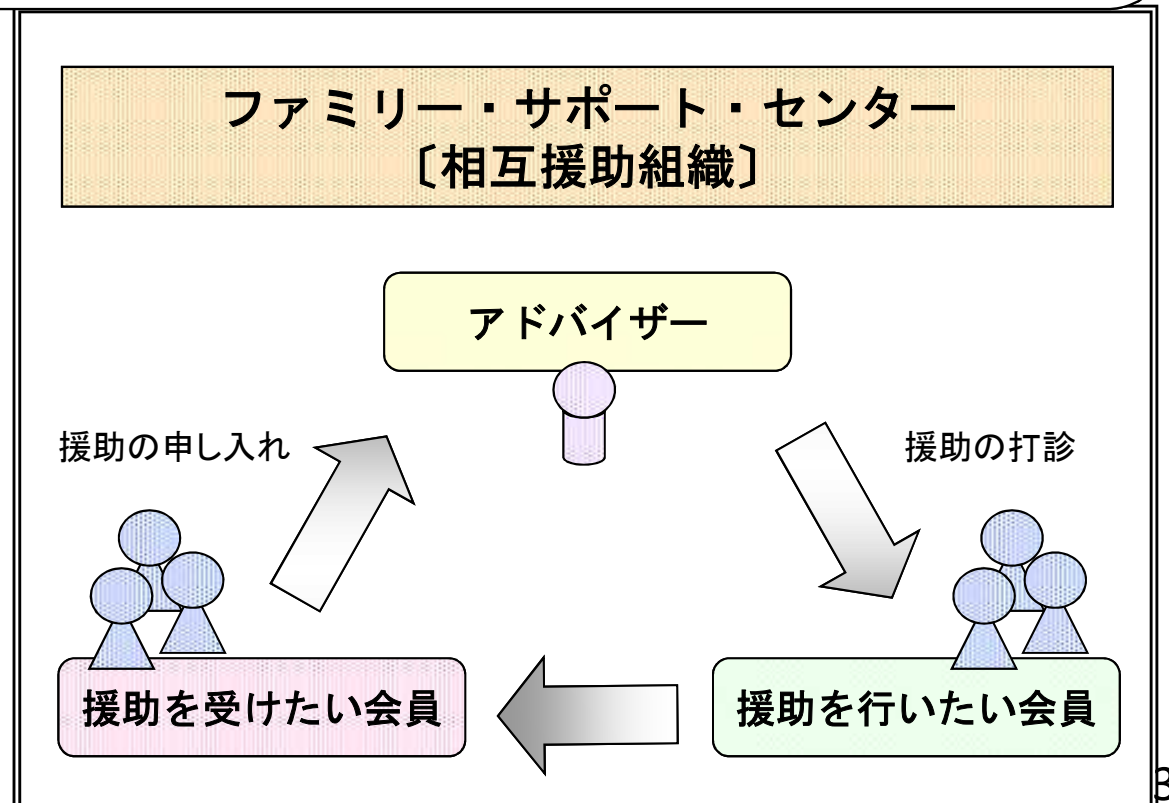
○実施市区町村

※平成27年度（交付決定ベース）

809市区町村

※平成26年度（実績ベース）

769市区町村



3. 妊娠期から子育て期にわたる 切れ目のない支援

3. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

現状と課題

- 「子育て世代包括支援センター」では、近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するために相談支援等を行うこととしている。平成28年4月1日時点で296市区町村(720か所)に設置されており、平成32年度末までに全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。
- 結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む夫婦が増加している中、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成することにより不妊治療の経済的負担の軽減を図る。さらに、不妊専門相談センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置するとともに、相談機能を強化することとしている(平成28年7月1日現在:65か所)。

講じた措置(予算・税制・法律等)

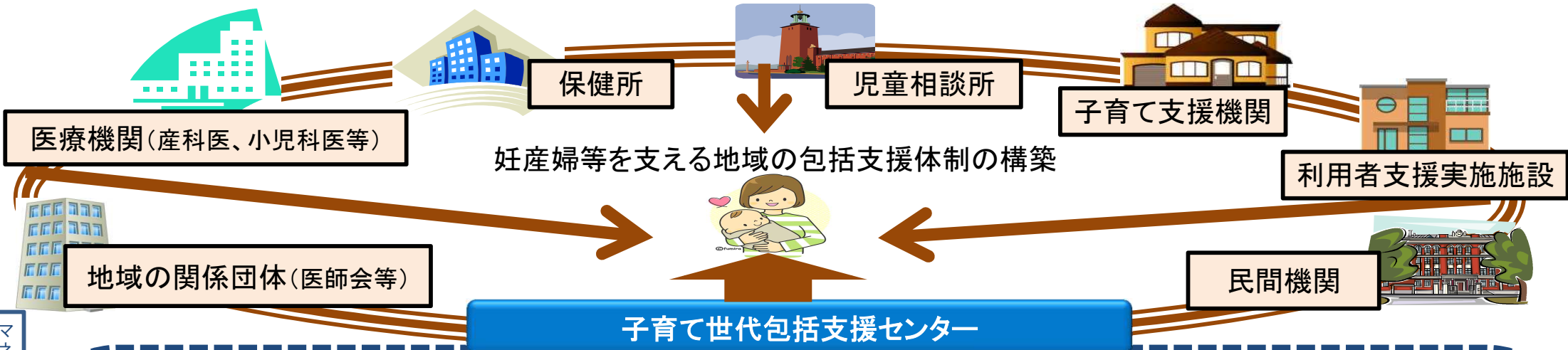
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務とした。
- 平成29年度予算案において、子育て世代包括支援センターの開設準備経費を新たに計上するとともに、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施するために必要な予算を計上。
- 産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産後間もない時期における産婦健康診査の費用を助成するための経費を平成29年度予算案に新たに計上。
- 不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療への助成を継続。
- 不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、平成29年度予算案において、箇所数の増加を図るとともに、相談受付時間の延長等に要する費用を計上し、機能強化を図る。

今後の方向性・スケジュール等

- 母子保健法の改正(平成29年4月1日施行)に伴う関係政省令の整備を予定。
- 子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを策定予定。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために**、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「**母子保健サービス**」と「**子育て支援サービス**」を**一体的に提供**できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。



子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④支援プランの策定

マネジメント(必須)

サービス(現業部門)

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児	母子保健支援 子育て支援
妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート事業	産後ケア事業	産後ケア事業	子育て支援策 ・保育所 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策
不妊相談	妊婦健診	妊婦健診	産婦健診	乳幼児健診	乳幼児健診	
	両親学級等	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種	予防接種	
	養育支援訪問事業					

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センターの全国展開

(妊娠・出産包括支援事業の拡充について)

23.8億円 → 37.8億円

要求要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

	【28年度予算】	→	【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市町村	→	240市町村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市町村	→	240市町村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市町村	→	52市町村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）			150市町村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→	47都道府県

(実施主体:市町村(⑤は都道府県)、負担割合:国1/2、市町村(都道府県)1/2)

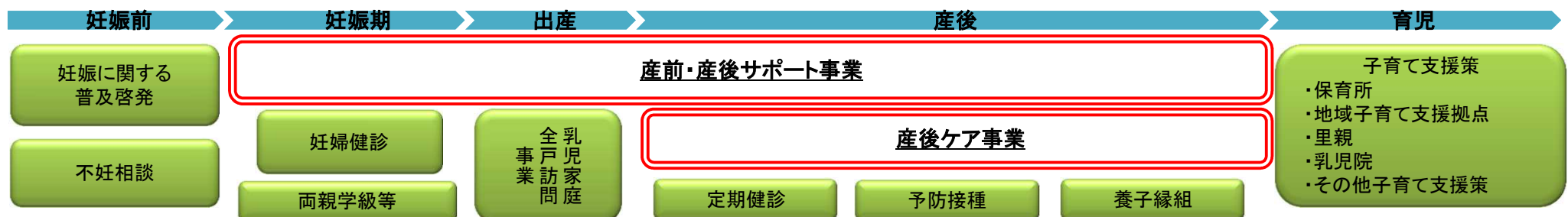
子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業

子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
 （凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
- 予算額 平成28年度 158億円

2. 沿革

平成16年度創設	支給期間2年間として制度開始
平成18年度	支給期間2年間に延長
平成19年度	給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、所得制限額を（650万円 → 730万円）引き上げ
平成21年度補正	給付額10万円→15万円
平成22年度	給付額15万円を継続
平成23年度	1年度目を年3回に拡充
平成25年度	凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
平成26年度	通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで助成
平成25年度補正	一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施
平成27年度	安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
平成27年度補正	初回治療の助成額を15万→30万円
	男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
平成28年度	妻の年齢が43歳以上の場合助成対象外。通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回まで助成

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件
平成25年度	148,659件
平成26年度	152,320件

不妊専門相談センター事業

※「母子保健医療対策総合支援事業」のメニューとして実施(平成29年度予算案206億円の内数)

○ 対象者

不妊について悩む夫婦等を対象

○ 事業内容

- (1)不妊について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談や心の悩み等について相談指導を行う。
- (2)不妊について悩む夫婦に対し、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施。
- (3)不妊相談を行う専門相談員の研修
- (4)その他不妊相談に必要な事項

○ 実施担当者

不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

(電話相談) 医師 13%、助産師 45%、保健師 23%、看護師 7%、心理職等 12%

(面接相談) 医師 40%、助産師 28%、保健師 11%、看護師 4%、心理職等 17%

○ 実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国65か所(平成28年7月1日時点) ※自治体単独(5か所)も含む。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

「結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む方が増加しており、不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続するとともに、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行い、必要な支援を検討する。」

47都道府県、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、堺市、北九州市、福岡市、青森市、

川崎市、越谷市、長野市、豊田市、大津市、和歌山市、下関市

主に大学・大学病院・公立病院24か所(37%)、保健所18か所(28%)において実施。

○ 相談実績

平成27年度:20,623件(内訳:電話10,316件、面接7,305件、メール1,600件、その他1,402件)

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(7,476件) ・不妊症の検査・治療(5,711件) ・不妊の原因(1,736件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,615件) ・家族に関すること(1,394件) ・不育症に関すること(852件)

・主治医や医療機関に対する不満(796件) ・世間の偏見や無理解による不満(549件)

産婦健康診査事業について【新規】

3. 5億円

要旨

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

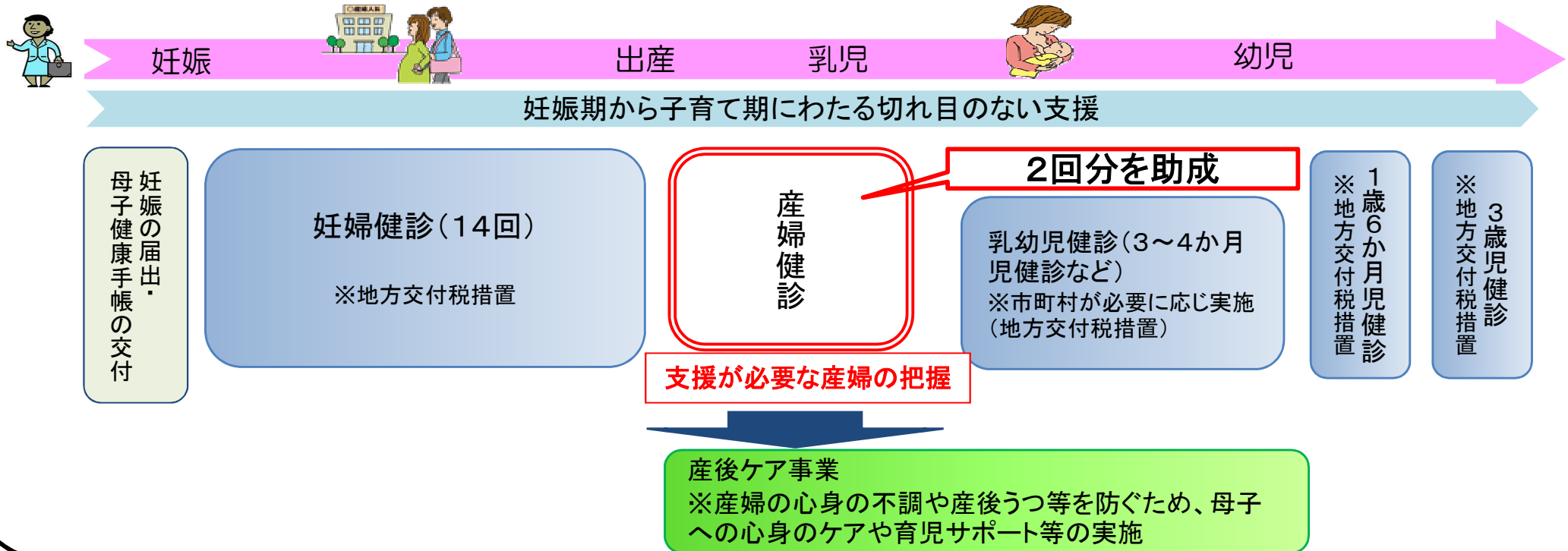
事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

(実施主体:市町村、負担割合:国1/2、市町村1/2)

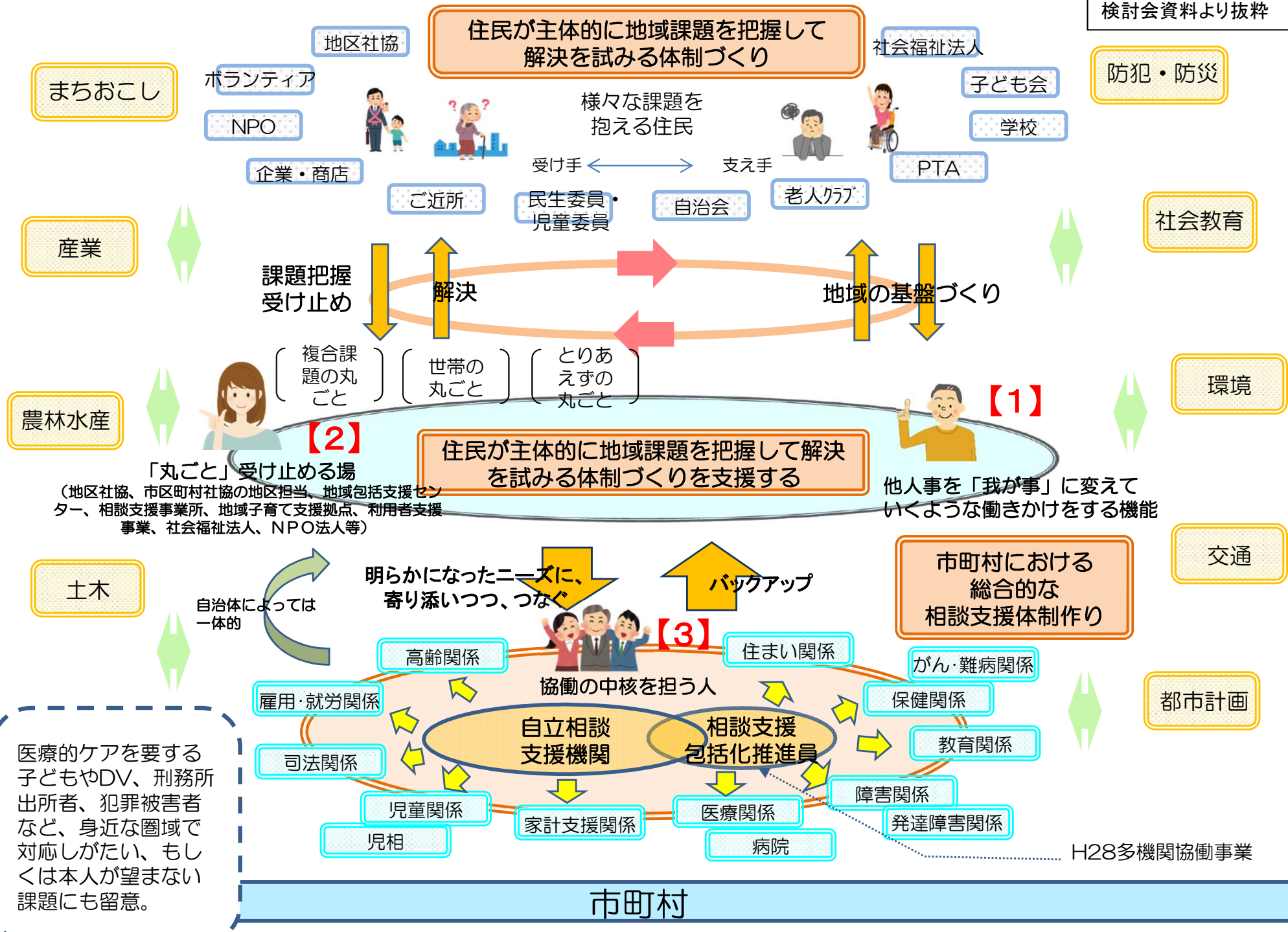
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



(参考)「地域共生社会」の実現に向けた検討

住民に身近な圏域
市町村域等



4. 特別な配慮が必要な子ども・家庭 への支援

4. (1) 改正児童福祉法の施行に向けて(平成29年4月1日)

4. (2) 児童虐待防止対策の強化について

現状と課題

- 平成27年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は103,286件で過去最多。
- 毎年、多くの死亡事例が発生(平成26年度:71人64例)。※子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(第12次報告)より

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 平成28年通常国会において、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るために必要な内容を盛り込んだ、児童福祉法等の一部を改正。
(施行日:公布日(平成28年6月3日)、平成28年10月1日、平成29年4月1日)
- 改正児童福祉法等の円滑な施行を図るとともに、改正法案に盛り込むことが出来なかった子どもや家庭を巡る諸課題について検討を行うため、新たな社会的養育の在り方に関する検討会他3つの検討会・ワーキンググループを開催。
 - ・ 各検討会・ワーキンググループにおける議論の状況を踏まえ、引き続き新たな社会的養育の在り方を検討
(新たな社会的養育の在り方に関する検討会)
 - ・ 「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」についてとりまとめを検討中
(児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会)
 - ・ 児童福祉司等の義務化された研修の骨子案のとりまとめ
(子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ)
 - ・ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針(案)」のとりまとめ
(市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ)
- 平成29年度予算案において、以下の経費を計上。
 - ・ 児童相談所における弁護士の利用の促進
 - ・ 中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴う補助職員等の配置
 - ・ 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点(仮称)の運営支援
 - ・ 児童相談所全国共通ダイヤル(189)の利便性向上のための更なる改善

等

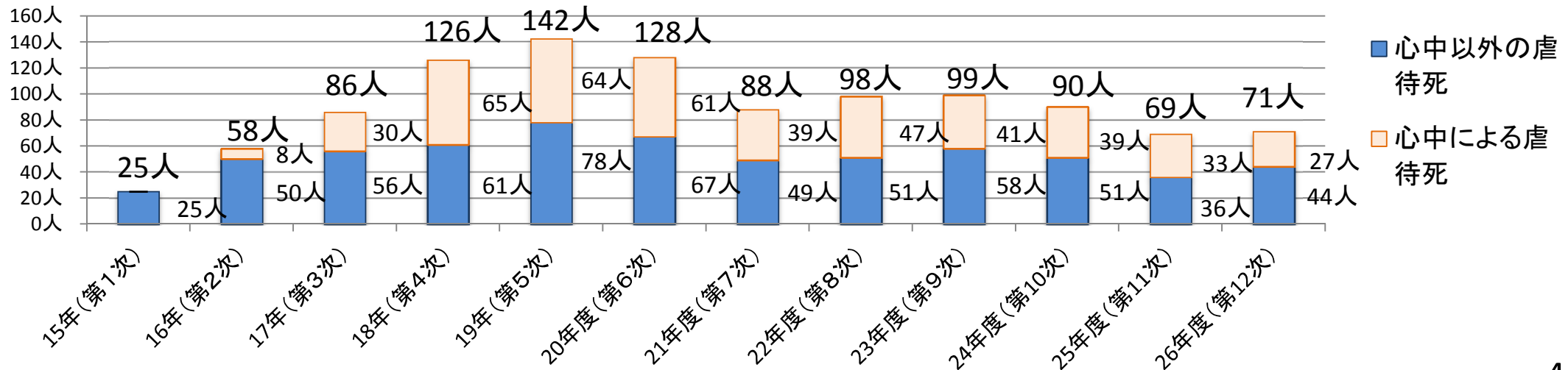
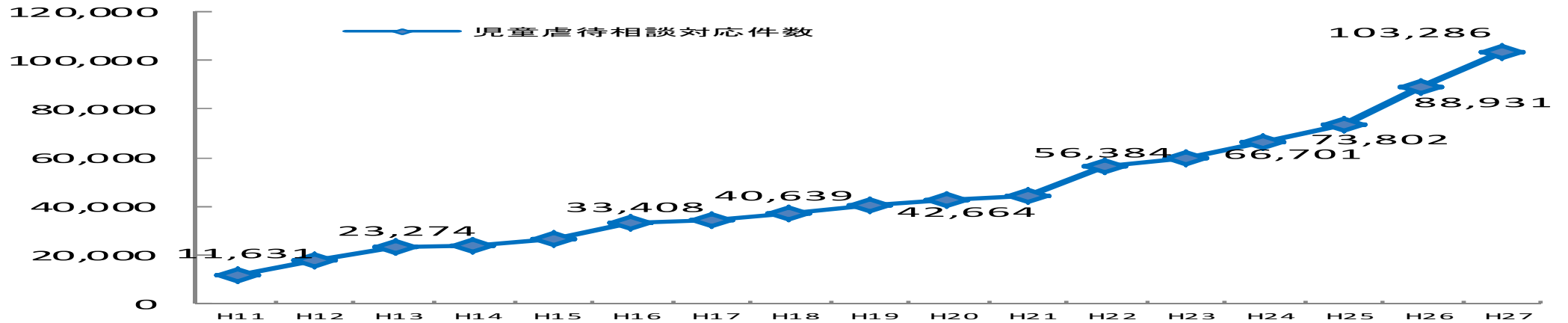
今後の方向性・スケジュール等

- 「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」を踏まえ、児童虐待対応における司法関与の在り方について、関係省庁等と協議を行い、必要な制度的検討を進めていく予定。
- 改正児童福祉法等の平成29年4月1日の施行に伴い、以下の通知の改正等を予定。
 - ・ 児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の専門職の研修等の実施
 - ・ 児童相談所と市町村の共通アセスメントツール
 - ・ 児童相談所運営指針
 - ・ 市町村児童家庭相談援助指針
 - ・ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針
 - ・ 子ども虐待対応の手引き 等

児童虐待相談の対応件数及び児童虐待による死亡事例の検証・分析対象の推移等

- 平成27年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、103,286件。平成11年度に比べて約8.9倍。
 - ・ 心理的虐待の割合が最も多く（47.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（27.7%）。
 - ・ 相談経路は、警察等（37%）、近隣知人（17%）、家族（9%）、学校等（8%）からの通告が多くなっている。
- 毎年、多くの死亡事例が発生。（平成26年度心中以外の虐待死 44人）
 - ・ 0歳児が最も多く（61.4%）、そのうち0日児死亡は55.6%であった。

児童虐待相談対応件数の推移



児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

46

※赤字は平成29年4月1日施行

改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を図るとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始

【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項
地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等）に向けた更なる方策 等

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始。

【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策 等

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG(座長 山縣文治:関西大学教授)」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間(90分×20コマ) 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間(90分×20コマ) 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間(90分×19コマ) 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間(90分×19コマ) 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日程度、 後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度を 2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ (市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針(案)について)

1. 背景

- 改正児童福祉法において、市区町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、拠点機能のあり方、推進方策について、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針(案)」がとりまとめられたところ。

(参考) 児童福祉法第十条の二

市区町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

2. 内容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針(案)」の主な内容は、以下のとおり。

(1) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

(2) 対象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

(3) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

(4) 類型

支援拠点とは、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模A型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模B型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模C型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

(5) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

- 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

② 心理担当支援員

- 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
- 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名（1名は非常勤可）	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時1名（非常勤可）	常時3名
小規模C型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時2名（非常勤可）	常時4名
中規模型	常時3名（1名は非常勤可）	常時1名（非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時6名
大規模型	常時5名（1名は非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時4名（非常勤可）	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(6) 施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

児童虐待防止対策の強化（平成29年度予算案における主な取組）

児童虐待防止対策について、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

※子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」の1つ。

< 児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業 154億円の内数） >

児童相談所設置促進事業【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する経費について補助を行う。

法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う、弁護士等の配置を促進する。

市町村相談体制整備事業【新規】

- 市町村が児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点（仮称）を運営する費用について補助を行う。
- 市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置することにより要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。

< 児童相談体制整備事業（4億円） >

児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

4. (3) 社会的養護の推進について

現状と課題

- 改正児童福祉法の内容を踏まえ、家庭養護及び家庭的養護の更なる推進並びに、被虐待児童に対する自立支援の拡充を図る必要がある。
- 現在、児童養護施設に入所している児童のうち約6割が虐待を受けた経験を有しており、また、約3割が障害を有しているなど対応が難しい子どもが増加傾向となっており、これまで以上に夜間を含め、一人ひとりの子どもへの対応が重要であり、このための人材を確保するため、児童養護施設等の職員の処遇改善を図っていく必要がある。
- 一部の民間あっせん機関が、適正に養子縁組のあっせんを行わないなど、不当な行為をする事案が生じており、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図る必要がある。

講じた措置（予算・税制・法律等）

- 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「社会的養護の課題と将来像」の全面的な見直しや、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化、里親、養子縁組の推進等について検討中。
- 「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討中。
- 平成29年度予算案において、里親支援体制を強化するため里親支援事業(仮称)を、また、被虐待児童に対する自立支援の拡充を図るため社会的養護自立支援事業(仮称)を創設。
- 平成29年度予算案において、民間の児童養護施設職員等について2%相当の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施する。

※加えて議員立法で「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立

今後の方向性・スケジュール等

- 検討会における検討結果等を踏まえ、家庭養護の更なる推進に向けて、今年度中に、児童相談所運営指針や里親委託ガイドライン等の通知を改正(平成29年4月1日適用予定)。
- 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、公布後2年以内に施行とされていることを踏まえ、今後、円滑な施行のための準備を開始。

改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始

【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰。
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上(年齢延長の場合は20歳)の者に対する支援の在り方。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項
地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等)に向けた更なる方策 等

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始

【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方。

市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策 等

○社会的養護の推進

政策目標

- 社会的養護が必要な子どもについて、家庭における養育環境と同様の養育環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託の推進及び養子縁組家庭への相談・支援を図る。
- 児童福祉法における児童に該当しない18歳以上の場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みを整備し、個々の子どもの状況に応じた支援を実施することにより、将来の自立に結びつける。

現状と課題

- 里親制度に対する社会的な認知度が低く、里親希望者が少ない。また、児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分に関わっていないため、個々の里親への支援が行き届いていない。
- 原則として18歳(措置延長の場合は20歳)に到達した時点で、支援の必要があるにもかかわらず一定の年齢に到達したことによって支援を断たれてしまう場合がある。

具体的施策

家庭養護の推進

- 改正児童福祉法において、都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことを踏まえ、里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。(里親支援事業(仮称)の創設)

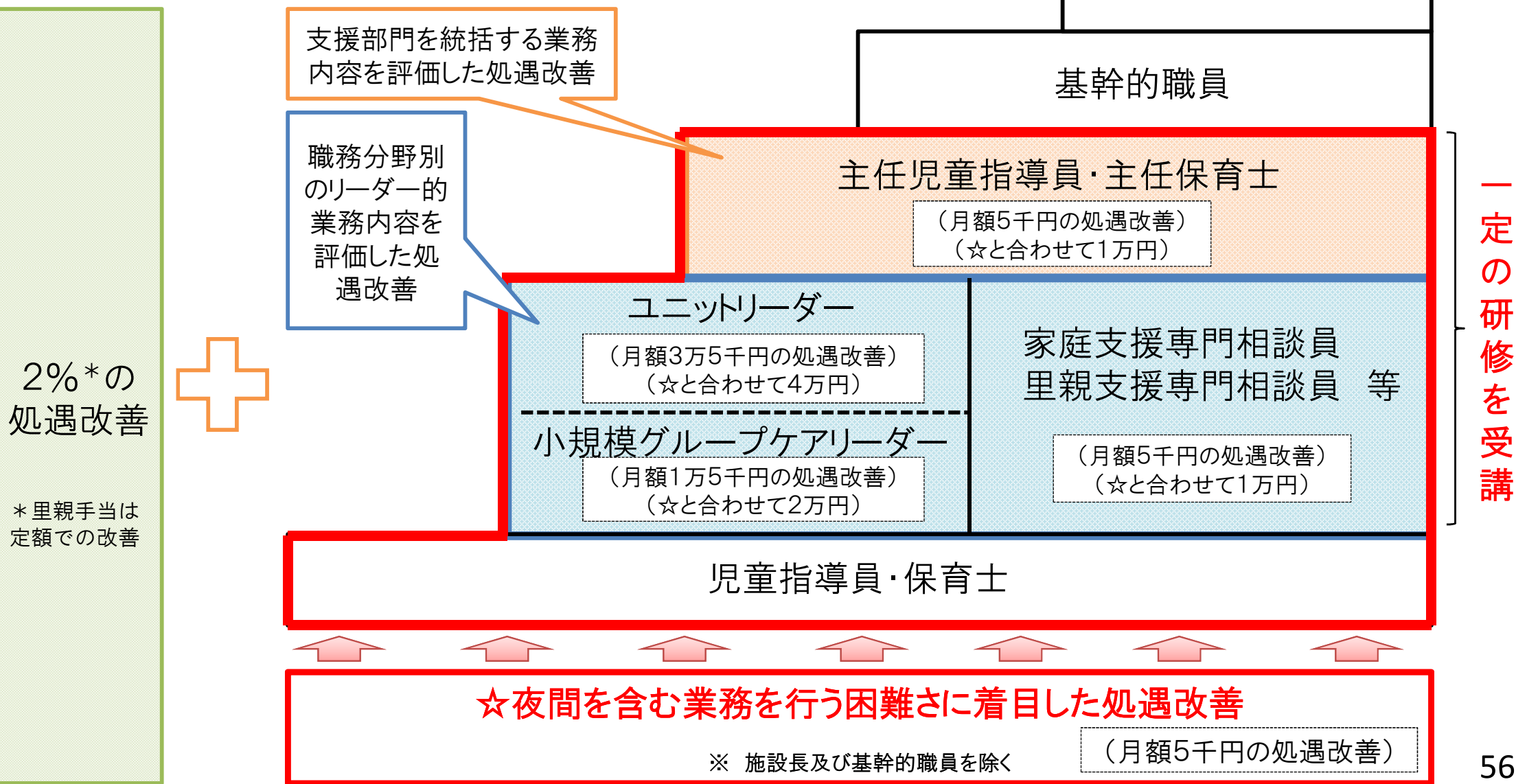
被虐待児童などへの支援の充実

- 改正児童福祉法において、新たに自立援助ホームの対象に追加された22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者に対する支援に要する費用にかかる補助事業(児童自立生活援助事業(仮称))の創設
- 大学等就学中の者以外の自立援助ホーム入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業(社会的養護自立支援事業(仮称))の創設
- 特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、特定妊産婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業(産前・産後母子支援事業(仮称))の創設

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さを評価するとともに、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。

児童養護施設における処遇改善後のイメージ



民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(概要)

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」:養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること

「民間あっせん機関」

許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報取扱

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、(これまで)第二種社会福祉事業の届出



(新法) 許可制度を導入

許可基準(営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等)、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者(研修の修了の義務付け等)

四 児童の父母等の同意

〔養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意(同時取得可)〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告(あっせんの各段階における報告義務)

十 養子縁組の成立後の支援

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 (厚生労働大臣が定める)指針

二 (都道府県知事から民間あっせん機関に対する)指導及び助言、報告及び検査

三 (国・地方公共団体による)養子縁組のあっせんに係る制度の周知

第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日(原則公布の日から2年以内)、経過措置、検討

4. (4) ひとり親家庭の支援について

現状と課題

- ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担い、経済的にも厳しい状況に置かれていることから、きめ細かな支援が必要である。このため、「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月決定)において、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な充実を図っており、同プロジェクトを着実に進めることが必要。
- 児童扶養手当法改正法の附帯決議を踏まえ、児童扶養手当の支給回数等について検討することが必要。

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 平成29年度予算案においては、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策を着実に実施するために必要な予算を計上。
- 児童扶養手当の支給回数等について検討するため、関係省庁連絡会議を設置し、検討を開始。また、児童扶養手当の支給事務に関する実態調査等を実施。

今後の方向性・スケジュール等

- 児童扶養手当の支給事務に関する実態調査の結果や関係者へのヒアリングを踏まえ、児童扶養手当の支給回数のあり方等について鋭意検討。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(課題と対応)

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)

○母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭等自立支援関係の平成29年度予算案 (厚生労働省関係)

3,588億円 (3,338億円)

支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 77百万円
- 配偶者からの暴力(DV)防止など、婦人保護事業の推進
177億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 3百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 児童扶養手当の支給 1,784億円
- 養育費相談支援センター事業 56百万円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 36億円

学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】
35億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)

仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 114億円の内数
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給
 - ・自立支援教育訓練給付金の充実
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業(再掲)
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 66億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 33億円の内数
- トライアル雇用奨励金の活用 38億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 748億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 501億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施 36億円の内数
 - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
 - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施
- 公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの新設【新規】
43百万円の内数

住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

